平成２８年（フ）第１２１８号
さいたま市北区土呂町２丁目89番地５　グランシャリオ大宮307号室
債務者　高崎　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４１号
埼玉県白岡市上野田172番地18
債務者　守屋　利夫
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５１号
さいたま市北区吉野町１丁目374番地１　ハーヴェストガーデンＣ　102、旧住所愛媛県伊予郡砥部町宮内454番地３　メゾン・ド・セシリアＩ　106号
債務者　遠藤　順美（旧姓小林・檜垣）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２８号
さいたま市緑区東浦和８丁目８番地１　キングパレス306、旧住所さいたま市緑区東浦和９丁目７番地７　サンパレス305
債務者　藤橋　純
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５８号
さいたま市緑区東浦和２丁目４番地12　県営井沼方団地３号棟106号室
債務者　梶井　君枝
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７７号
埼玉県白岡市小久喜1344番地３
債務者　農添　功
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５８号
埼玉県春日部市備後東２丁目２番23号
債務者　山口　命華
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
埼玉県草加市旭町４丁目７番２―202号
債務者　吉田　優
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
川崎市高津区久本１丁目13番１―601号　パークハイム溝の口
債務者　村田　耕世
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
川崎市宮前区東有馬４丁目23番41号、前住所横浜市都筑区池辺町4035番地13　パークシティＬａＬａ横浜853号室
債務者　川崎　美和
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２７号
川崎市中原区上平間1534番地16　アズマパレス　201、前住所東京都葛飾区白鳥４丁目14番19号　優和レジデンス206号
債務者　平嶋　哲雄
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
川崎市中原区中丸子329番地　高塚荘　1
債務者　津久井久夫
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
川崎市宮前区菅生４丁目17番17―107号　レオパレス菅生、前住所大分県佐伯市大字長良4922番地７
債務者　岩本　武三
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
川崎市宮前区菅生４丁目17番17―107号　レオパレス菅生、前住所大分県佐伯市大字長良4922番地７
債務者　岩本かつえ
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
川崎市幸区南加瀬２丁目10番22号　さくらコーポ　102
債務者　北目　広美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
川崎市麻生区下麻生３丁目47番14号
債務者　鹿野　恵
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９７号
川崎市宮前区野川358番地　レオパレスＹ・Ｈ２　105
債務者　廣瀬　貴史
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係